

平成14年12月27日
預金保険機構
理事長 松田 昇

理事長談話

[石川銀行の営業譲渡契約締結（再承継）について]

預金保険機構は、平成13年12月28日に管理を命ずる処分を受けた石川銀行の金融整理管財人として、同じく同行の金融整理管財人である中山 博之（なかやま ひろゆき）弁護士及び勝木 重三（かつき しげぞう）公認会計士とともに、平成14年11月15日に日本承継銀行を經由した営業譲渡（再承継）先となる北陸銀行、北國銀行、富山第一銀行、金沢信用金庫並びに能登信用金庫との間で基本合意を結び、その後上記各行庫との間で慎重に譲渡条件についての協議を重ねてきましたが、今般、上記各行庫との間で営業譲渡日を平成15年3月24日とする旨の営業譲渡契約書を締結するに至りました。

当機構としては、引き続き、この営業譲渡契約書に基づき、預金保険法の目的等を踏まえつつ、他の金融整理管財人及び日本承継銀行とも協力して、日本承継銀行への資金援助を含め、上記各行庫への円滑な営業譲渡の実現に向け努力をするとともに、その実施に遺漏のないよう万全を期す所存です。